

(3) 航空機の部分品等に係る特例措置の延長（関税）

内 容

航空輸送における国際競争力の強化のため、恒久的に免税となっている航空機本体と共に、海外から調達している航空機の部分品等に係る関税の免税措置の適用期限を3年延長する。